2016/7/1 No. 526 発行 無断転載・加工禁止 ※教員研修等にお役立て ください。

# 教職研修資料

[発行]教育開発研究所 東京都文京区本郷 2-15-13 TEL (03)3815-7041 FAX (0120)462-488

■教育行政のポイント

## "部活動"の負担を軽減できるか

菱村 幸彦

6月13日, 文部科学省内に設けられたタスクフォースは, 報告「学校現場における業務の適正化に向けて」(以下「報告」)をまとめた。文科省は, 報告を17日付けで全国の教育委員会に通知し, 学校現場における業務の適正化の推進に向けて一層の支援に努めるよう促している。

### 部活動指導で超過勤務が常態化

報告のねらいは、次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善にあるが、力点は 教員の長時間労働の改善に置かれている。

日本の教員が国際的に見て長時間勤務の状況にあることは、2013年にOECDが行った教員調査(TALIS)で明らかとなっている。同調査によれば、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、53.9時間で参加国中(平均38.3時間)最長。なかでも際立つのが、日本の教員の授業に使った時間は、参加国平均(19.3時間)より少ない(17.7時間)のに、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間は、参加国平均2.1時間に比して、7.7時間と3倍以上になっていることだ。

この点は,文科省の教員勤務実態調査(平成18年)を見ても,例えば,中学校の運動部担当教員の超過勤務が,平日で1時間12分,休日で1時間19分に及んでおり,部活動指導によるオーバーワークの常態化が明らかだ。

部活動指導が教員にとって大きな負担となっていることは、なにも今にはじまったことではない。で、これまでも部活動の運営について様々な改善策が模索されてきたが、いまだに解決できないでいる。

加えて、教員の超過勤務制度が部活動の運営を 困難にしている。周知のように、公立学校教員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給 与等に関する特別措置法」で、勤務時間を超えて勤 務させることができるケースを、超勤4項目(生徒実 習,学校行事,職員会議,非常災害等)に限定している。部活動は入っていない。

部活動の顧問教員は、実態として恒常的に勤務時間を超えて指導を行わざるを得ない状況にあるのに、部活動が超勤項目の対象でないため、校長は正式に超過勤務を命ずることができない。結局、部活動指導は、教員の自発的な勤務に頼らざるを得ず、校長として責任ある対応がとりづらい状況となっている。

#### 休養日の設定と部活動指導員の配置

今回の報告は、教員の長時間労働の改善のための方策として、例えば、教員の職務を補助する「業務アシスタント」(仮称)の配置の検討、学校給食費などの徴収業務からの解放策などを掲げているが、最大の力点は「教員の部活動における負担を大胆に軽減する」ことに置かれている。詳しくは、文科省のHPで「学校現場における業務の適正化に向けて」をご覧いただきたいが、そのポイントは、次の2点である。

第1は、休養日の設定。部活動の運営の適正化を 推進するため、中学校で週2日以上、高校で週1日 以上を目安に休養日を設定する。各学校では校長 のリーダーシップと教育委員会の支援の下に、休養 日を設ける取組を徹底する。

第2は、部活動指導員の配置。教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくため、地域の協力を得て部活動を支える環境整備を推進する。 具体策として、部活動指導員を法令上明確にし、その配置を促進する。

これらの改善策により、教員の長時間労働がどこまで解消できるか。今度こそ教員の負担解消に向けて、文科省・教育委員会・学校が本気で取り組むことを期待したい。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●学校はどう変わっていくのか、専門家がわかりやすく解説!

## 「チーム学校」まるわかりガイドブック

【編集】加藤崇英 A5判・136 頁/定価(本体 1,600 円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP http://www.kyouiku-kaihatu.co.jpをご利用ください。

